



霞立つ春、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

## 重要情報

### 1. 生産設備投資の特例

H25/4以後開始年度から3年間、前年投資額および本年償却費を上回る生産設備投資を行った場合、設備のうち機械装置について特別償却または3%の税額控除が受けられます。詳しくはお尋ねください。

### 2. 必要経費と税務リスク

必要経費は収入に直接的なものだというのが国のスタンスです。中小自営の場合、間接的にはほぼ全ての行為が収入に結びつくと言えるため線引きが難しいです。いま、弁護士会の懇親会費の一部が否認されて争っています。

### 3. 離婚の財産分与と税金

財産分与で自宅を引渡した際は通常贈与税の対象外ですが、時価譲渡とみなされ所得税の対象になります。離婚相手は親族ではないため、居住用財産の3千万円非課税が使えます。損の場合は要件を満たせば、他の所得からの控除も可能で

## 4月のイベント

- ・法人税の生産設備、給与増額、中小交際費の減税スタート！
- ・贈与税の子孫への教育資金非課税制度スタート！
- ・軽自動車税の納付



## 税金マメ知識

専業主婦で、上場株式の配当・譲渡の所得が40万円あった場合、特定口座で4万円の源泉徴収があれば確定申告は不要です。前年から上場株式の損失10万円を繰越していたとして、今年申告で控除すれば、源泉税のうち1万円が還付されますが、申告したことで妻の本年の合計所得金額は40万円となってしまいますので、夫の扶養から外れてしまいます。夫の所得税率が20%だったとしたならば、妻が1万円の還付を受けられる一方で、夫には所得・住民税あわせて10万円以上の追徴税額が生じることになります。申告さえしなければ、妻の所得はナシ≦38万円で扶養のままです。

## 元バックパッカー赤羽の旅嘶(ハナ)



【エクアドル】その名の通りイクエーターつまり赤道と言う名の国です。ガラパゴス諸島や、カトリック様式の教会で埋め尽くされた旧市街の街並みも素晴らしいです。この国で10日ほどスペイン語を勉強しました。10年前のお話です。

## ☆事務所からの連絡☆

記事の内容で気になったことがございましたら税理士までお気軽にお問い合わせください。

3月18日(月)はお休みを頂戴します。

## 晩酌のじかん

今年の確定申告件数は、昨年3倍でした。ここ一か月以上、ほとんど毎日午前様が続いていたので、ゆっくり晩酌をしています。温泉に行くんだ！と、毎年言って乗り切っています。温泉入って、元気に新年度を迎えます。



## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県

横浜市神奈川区片倉5-14-15

TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340

Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp